

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年10月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第48号

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則

京都市市税事務所規則の一部を次のように改正する。

第1条第3項及び第4項を削る。

第2条第1項の表納税室の項中「納税推進課長」を「納税推進課長 北税務課長 上京税務課長 左京税務課長 中京税務課長 東山税務課長 山科税務課長 下京税務課長 南税務課長 右京税務課長 西京税務課長 洛西税務課長 伏見税務課長 深草税務課長 醍醐税務課長」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「、支所に担当課長補佐又は担当係長」を削り、同項を同条第4項とする。

第3条第2項中「及びセンター長」を削る。

第5条第1項市民税室の項第6号を削り、同項納税室の項第2号中「市民税（普通徴収の方法により徴収するもの及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するものを除く。）、固定資産税（償却資産に係る平成22年度以後の年度分のものに限る。）、軽自動車税（同年度以後の年度分のものに限る。）、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税、事業所税及び宿泊税（以下この号から第5号までにおいて「市民税等」という。）」を「市税」に、「市民税等に」を「市税に」に改め、同項納税室の項第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 市税に係る徴収金の滞納処分に関する事。ただし、税務部収納対策課の所管に属するものを除く。

(4) 市税に係る徴収金の嘱託及び諸団体等の徴収金の受託に関する事。ただし、税務部収納対策課の所管に属するものを除く。

(5) 市税に係る徴収金の欠損処分に関する事。ただし、税務部収納対策課の所管に属するものを除く。

第5条第1項納税室の項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 租税特別措置法施行令による住宅用家屋の証明に関する事。

第5条第1項納税室の項に次の1号を加える。

(15) 市税に関する申請，届出その他手続の取次に関すること。

第5条第2項を削る。

別表を削る。

附 則

この規則は，令和元年10月15日から施行する。

(行財政局人事部人事課)